

令和8(2026)年度栃木県いじめ防止に向けた地域アクション推進事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する令和8(2026)年度栃木県いじめ防止に向けた地域アクション推進事業業務（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

本業務は、「いじめ防止のための県民大会」（平成25年8月開催）で示された「大会宣言」を踏まえ、心豊かで健やかな子どもを育むため、家庭や地域における教育力の向上を図り、いじめを生まない、許さない環境づくりを推進することを目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和9(2027)年2月28日まで

3 業務の内容

乙は、上記目的を達成するために、次の業務を行う。その他、目的を達成するために必要な業務を実施すること。

(1) 全体研修会の企画・運営

家庭や地域で子どもに関わる全ての方を対象に、いじめをめぐる最近の動向や本質、子どもに与える影響、家庭や地域ぐるみで取組が求められる対応、取組事例の紹介、悩みを抱え込まないつながりづくり等、家庭や地域全体で、いじめを生まない・許さない環境づくりに資する研修会を企画・運営、アンケートの実施とりまとめを行うこと。

①開催回数

年1回以上

②開催時期等

夏休みなどの長期休暇のタイミングや11月の生涯学習推進月間連携事業とする等、研修が効果的に行えるよう開催時期等に配慮すること。なお、開催日時は甲と協議の上で決定する。

③開催方法

ア) 全体研修会は、提案する企画が効果的に実施できる方法（対面、オンラインやハイブリット方式）により開催すること。

イ) オンライン活用による開催方法において、使用料等が発生する場合は、委託料の中で対応すること。また、配信に必要なアカウント等については、甲から別途指示がある場合を除き乙が準備すること。なお、使用するオンラインツールは、参加者がログインIDを新たに取得するなどの手間をかけず、スマートフォン、タブレット、パソコン等のデバイスから容易に利用できるツールを選定すること。

ウ) 乙は、全体研修会の実施に必要な会場及び各種機材等を準備すること。

(2) 地域研修会の企画・運営

県内各地域の取組事例等を活用しながら、家庭や地域全体で、いじめを生まない・許さない環境づくりに取り組むため、課題の共有や家庭や地域における役割や子どもへの関わり、多様な主体との連携等をテーマとする研修を企画・運営すること。

①開催回数

年2回以上（うち、1回は、全体研修会の第2部として同じ日に行うことも可とする。）

②開催時期等

全体研修会と地域研修会が相乗効果を生むよう開催時期等に配慮すること。なお、開催日時は甲と協議の上で決定する。

③開催方法

- ア) 地域研修会は、異なる地域で実施すること。県内複数のブロックに分ける等、参加者が偏らないよう配慮を行うこと。
- イ) 地域研修会は、対面、オンラインやハイブリット方式等、提案する企画が効果的に実施できる方法により開催すること。
- ウ) オンライン活用による開催方法については、(1)③イ)及びウ)と同じ。

(3) 研修会の運営等（共通事項）

全体研修会及び地域研修会（以下「各研修会」という。）の実施・運営において、円滑な運営ができるよう、次の業務を行うこと。

- ① 乙は、企画する各研修会の実施において、講師の派遣依頼等、必要な対応を行うこと。また、謝金及び旅費等を支払う場合は、委託料の中から支出すること。
- ② ファシリテーターなど、各研修会の円滑な進行等において必要な人材を配置すること。
- ③ オンラインを活用して各研修会を開催する際は、円滑な運営ができるよう、次の業務を行うこと。
 - ア) 接続テストの実施
 - イ) 各研修会当日のオンラインツールの操作等
各研修会で使用するオンラインツール等の操作を行うこと。配信トラブルが発生しないよう万全の準備を行うとともに必要に応じて、配信会場に乙のスタッフを配置する等、乙の責任においてトラブル発生時の対応が可能な体制を整備すること。
- ④ アンケートの実施方法及びとりまとめ
アンケートは、各研修会ごとに行うこと。また、アンケートは、甲が指定するアカウントのGoogle フォーム等を使用し、実施後に参加者からアンケートを収集すること。アンケートフォームの内容については、業務委託契約締結後に甲から乙に通知する。なお、乙は、アンケートの回収率を高めるための手法について提案し、甲と協議の上、実施すること。
- ⑤ 広報等
研修会の案内チラシの電子データ（A4 版カラーPDF 形式）を作成すること。また、乙は、対象者に対する効果的・効率的な情報発信や周知方法等について提案すること。
- ⑥ その他
甲は、乙が本事業の趣旨・目的、提案した計画に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めるものとする。

(4) 啓発等活動

乙は、いじめを生まない・許さない環境づくりの推進に向けて、次のことについて、周知・啓発等を行うこと。

- ・「いじめ防止のための県民大会宣言」の啓発等
- ・いじめ相談窓口の周知（ホットほっと電話相談、SNS を活用した相談事業（学校安全課）等）

4 実施体制

- (1) 乙は、本業務を円滑に履行するため、業務主任者を定め、実施体制を明示すること。

- (2) 業務主任者は、甲と十分な意思疎通を図ることができる者とし、甲と緊密な連携、調整を図ること。
- (3) 乙は、各業務の実施に先立ち、スケジュール及び(1)で示す実施体制を取りまとめた「業務計画書」を作成し、甲と協議の上、決定することとする。

5 実績報告等

- (1) 乙は、最後に実施した各研修会の終了日から20日以内に事業実績報告書を甲に提出するものとする。

6 委託料の支払等

- (1) 委託料は、200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。
- (2) 委託料の支払は、事業完了検査後に精算払とする。

7 その他

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (3) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 事業実施のための情報セキュリティについては、別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 事業の実施に係る全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、他の団体と連携等により事業を実施する場合は、業務計画書に役割分担等を記載すること。また、他団体等の後援等を予定する場合は、必ず事前に甲の承認を受ける必要があること。
- (6) 業務で撮影が必要な場合は、事前に利用する施設等の管理者、講師等、参加者等に撮影目的等を説明し、承諾を得ること。
- (7) 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は、甲に帰属するものとする。なお、乙が甲に使用について申し出た場合には、その目的等において、使用することを認めることができる。
- (8) 本業務の実施による著作物は、著作権及び肖像権等の処理を済ませた上で納入すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、その都度、甲と協議の上、決定すること。
- (10) 災害や感染症等の発生により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、甲の指示を受けて対応すること。
- (11) 甲は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理状況について随時調査し、報告を求めることができる。また、甲は、本委託事業を実施した翌年度から5年間は、本事業にかかる一切の書類を保存しておかなければならない。

【別記】 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第 11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第 13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第 14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(注 1) 「甲」は発注者を、「乙」は受託者を指す。

【別記】 情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に係る栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。

2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

(技術的安全管理措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) アクセス制御
- (2) アクセス者の識別と認証
- (3) 外部からの不正アクセス等の防止
- (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者

に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

（１）甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報

（２）この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

（１）甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報

（２）甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報

（３）甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの

（４）甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報

３ 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

（目的外利用の禁止）

第 8 条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 9 条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（第三者への秘密情報の提供）

第 10 条 乙は、第 7 条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

２ 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

３ 乙は、第 1 項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。

（１）法令に基づき提供が求められた場合

（２）合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同様以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合

４ 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、あらかじめ（やむを得ない場合にあつては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

（再委託）

第 11 条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２ この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての

行為及びその結果に責任を負うものとする。

- 3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

- 2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第15条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第16条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第17条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第19条 第7条、第8条、第9条、第10条、第18条、第20条、第21条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第20条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。